



関東ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和8年8月3日

令和7年12月1日にお知らせした以下の関東ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、検討を重ねた結果、審査上の取決として一義的に取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたので、お知らせいたします。

(※) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

【関東ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	上腕骨外側上顆炎に対するトリガーポイント注射の算定は、原則として認められる。	骨付着部炎の筋疼痛管理のために、筋圧痛点到打つトリガーポイント注射は認められると判断した。	令和8年8月3日に削除(適用診療月:令和8年11月診療分)

本件に関する問合せ先

関東審査事務センター

外科審査室脳外科・外科審査課 中島(TEL:03-6778-4239)